

健康保険証をマイナンバーカードと一本化するとオンライン資格確認システムが導入されている医療機関等では「限度額適用認定証」の提示が原則不要になります！



ご存じですか？



令和3年10月からオンライン資格確認システムが導入された医療機関等では、マイナ保険証の利用で今まで必要だった紙製の「限度額適用認定証」が不要になりました。

※令和5年3月末までに概ね全ての医療機関等でシステム導入が予定されています

今までは、事前に事業所経由で「限度額適用認定証」の申請をし、交付を受け、医療機関等に提示する必要がありましたが、医療機関等の窓口で本人が同意し、適用区分がシステムで確認できれば、限度額適用認定証の発行手続きは不要です。

急な入院で限度額適用認定証の申請がすぐにできない方、毎月限度額適用認定証の申請をされている方は、マイナ保険証利用でますます便利に！

但し、以下に該当する方は、引き続き「限度額適用認定証」の事前交付申請が必要となります。

- オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関等にかかる場合
- 申請月以前12ヶ月に90日を超える長期の入院をされており、食事療養費が減額の対象になる場合

<政府は令和6年秋に現行保険証は廃止する方針を示しています>



令和5年1月  
鉄道弘済会健康保険組合